

施策目標個票

(国土交通省26-16)

施策目標	自動車事故の被害者の救済を図る	
施策目標の概要及び達成すべき目標	現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②目標達成 (判断根拠) 平成28年度目標値である60%以上の達成に向け順調に推移しているところであり、平成26年度における目標値を達成しているため。
	施策の分析	自動車事故の被害者救済対策については、適切な自賠責保険金支払(含ひき逃げ事故等の被害者に対する保障金支払)を図るほか、重度後遺障害者のための療護施設の運営や介護料の支給、訪問支援サービスの実施等の施策を適切に実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	訪問支援の実施割合については平成28年度目標を受けた各年度の目標値を順調に達成してきているところであるが、今後とも、独立行政法人自動車事故対策機構を中心に、被害者救済対策事業を適切に実施していく。

業績指標	87 自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	初期値	実績値					評価	目標値
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		28年度
	34.1%	34.1%	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	A	60.0%	
	年度ごとの目標値		—	—	40.0%	45.0%	50.0%		

施策の予算額・執行額等【参考】	区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)		16,996	16,745	16,562	16,231
補正予算(b)			0	0	0	-	
前年度繰越等(c)			0	0	0	-	
合計(a+b+c)			16,996	16,745	16,562	16,231	
	執行額(百万円)		14,326	14,718			
	翌年度繰越額(百万円)		0	0			
	不用額(百万円)		2,671	2,028			

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日)
-----------------	------------------------

担当部局名	自動車局	作成責任者名	保障制度参事官室 (参事官 増田 直樹)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	------	--------	-------------------------	----------	---------

業績指標 87

自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合

評 価	
A	目標値：60.0%（平成28年度） 実績値：49.5%（平成25年度） 55.2%（平成26年度） 初期値：34.1%（平成22年度）

（指標の定義）

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。

※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給する。

（目標設定の考え方・根拠）

- ①平成21年度末の介護料受給資格者数は4,489名（平成22年度の訪問支援件数は1,530件）
- ②平成22年度において、介護料受給資格者の3割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を伸ばすこととし、当面の目標として、平成28年度までに、介護料受給者の6割以上に対して訪問支援サービスを提供することを目指すこととした。

（外部要因）

訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族の意向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日)
交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。(V. 第2. 1)
- ・交通政策基本計画(平成27年2月13日)
独立行政法人自動車事故対策機構における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する。(第2章 基本的方針C 目標②)

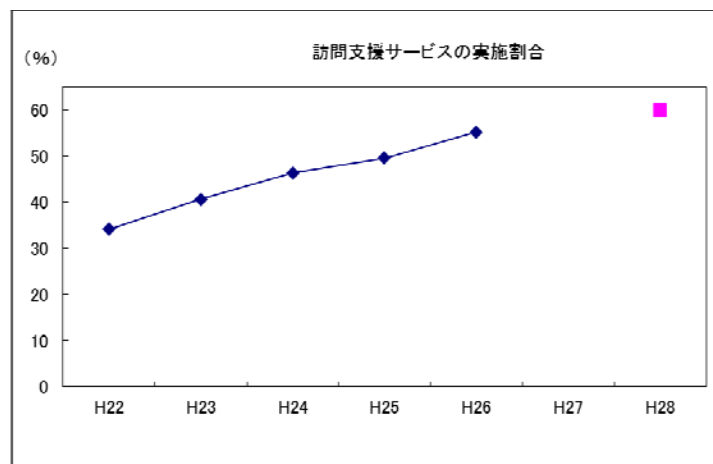
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日日本中央交通安全対策会議決定)
交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

過去の実績値					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
34.1%	40.6%	46.3%	49.5%	55.2%	



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（同機構の行う介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関する有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

予算額：独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 6.8 億円の内数（平成 25 年度）

独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 6.9 億円の内数（平成 26 年度）

関連する事務事業の概要

（介護料の支給）

独立行政法人自動車事故対策機構が、自動車事故の被害者であって、介護が必要な重度後遺障害者に対して介護に要する経費を支給し、被害者やその家族に対して経済的な支援を行うもの

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 26 年度の訪問支援の実施割合は、当該年度に取り組んだ業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、初期値に比して順調に増加している。

（事務事業の実施状況）

平成 25 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,634 名に対し、2,296 件実施。

平成 26 年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,665 名に対し、2,577 件実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 26 年度から、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、人的資源を被害者援護業務に重点的に配分するなどの工夫を行うことにより、平成 25 年度よりも実施割合を増加させるなど、平成 28 年度目標値の達成に向け順調に状況を推移させていることから、「A」と評価した。

平成 27 年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成 27 年度）

なし

（平成 28 年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局保障制度参事官室（参事官 増田 直樹）